

## 第 2 2 号議案

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、児童遊園の占用料の額を改定するため提出します。

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例（昭和30年11月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2 占用料の欄を次のように改める。

占用料
2,079円
1,232円
184円
462円
924円
153円
184円
462円
924円
1,540円
615円
1,540円
1,038円
462円
1,184円
12,096円
2,142円
18,900円
50円
50円

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の規定に基づき徴収するもの

とされた占用料については、なお従前の例による。